

## 新潟市ひまわりクラブの入会基準について

令和7年10月1日現在

根拠規定	新潟市ひまわりクラブ条例
所管する課名	新潟市こども未来部こども政策課
対象児童	新潟市に住所を有し、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童。 その他、市長が必要と認めた児童。
入会基準  (保護者全員が右記の1~8のいずれかに該当すること)	<p>1 就労 保護者が就労している。 ※ 勤務時間が午後1時30分以降まであり、 勤務日数が週3日以上または月12日以上であること。 (夜間勤務・変則勤務の場合はこの限りではない。)</p> <p>2 保護者の病気 保護者が一定期間の入院または療養が必要である。</p> <p>3 病人の看護等 一定期間に渡る入院の付き添い等が必要な家族がいる。</p> <p>4 母親の出産等 母親が妊娠中であるか、または産後まもない場合。</p> <p>5 就学・技能習得 保護者が学校に通っている。 保護者が一定期間の職業訓練等を行っている。 ※ 授業時間が午後1時30分以降まであり、 授業日数が週3日以上であること。</p> <p>6 求職活動(母子・父子家庭のみ) ひとり親家庭の保護者が求職活動を行っている。 ※ 求職活動を行っている日数、時間等が就労と同程度であること。</p> <p>7 緊急対応 ①児童の住居が「火災」、「自然災害」等により、居住不可能となった。 ※ 住宅が居住不可能な被害を受けていること(半壊以上) 許可期間は1ヶ月とする(延長も可) ②保護者が不慮の事故に遭い、緊急的に入院をすることになった。 ※ 交通事故等を想定(事前に予定されている入院は上記2による) 許可期間は入院に必要な期間とする</p> <p>8 その他(上記1~7に該当しない場合でもお困りの方はご相談ください) 特別な事情があると認められる場合。</p>